

住宅改修の前に

唐津市役所 高齢者支援課

介護保険制度における住宅改修は、介護が必要な状態になっても、身の回りの動作ができるよう高齢者ご本人の能力を活かし、住み慣れた自宅や地域で安心して自立した生活が送れるよう、在宅生活を支える制度です。

古いものを新しくするリフォーム等は住宅改修の対象にはなりません。家族の方、ケアマネジャーや施工業者は福祉用具の活用も視野にいれるなど、本人の立場にたった適正な住宅改修をお願いします。

介護保険住宅改修制度について

1人20万円までの工事費に、自己負担分を差し引いた金額が支給されます。

1割負担者：18万円まで支給

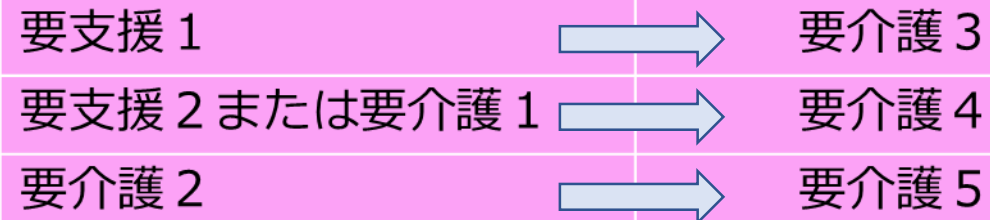
2割負担者：16万円まで支給

3割負担者：14万円まで支給

※ 例外として支給限度額がリセットされる場合があります。

(1) 他住所地へ転居した場合

(2) 最初に住宅改修を行った時点から要介護度が3段階（要支援の方は4段階）以上上がった場合。



留意点

- 理由書作成者は、アセスメント・ニーズの把握をきちんと実施したうえで、改修内容や場所等を検討してください。
- 「老朽化に伴う改修」「新築・増築」「日常生活動作に関わらない動線」は介護保険による住宅改修の対象外です。
- 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修であること。住宅改修歴、住宅改修残額の確認は高齢者支援課までお願いします。
- 退院（所）見込みが立っていない状態では住宅改修の受付はできません。在宅復帰に備え、退院（所）前に住宅改修を行う場合は「住宅改修が必要な理由書」に入院（所）中であることおよび退院時期を記入してください。
- 着工許可後に事前申請内容と変更がある場合には、変更することが分かった時点で住宅改修担当へ連絡してください。

手すりの取り付け

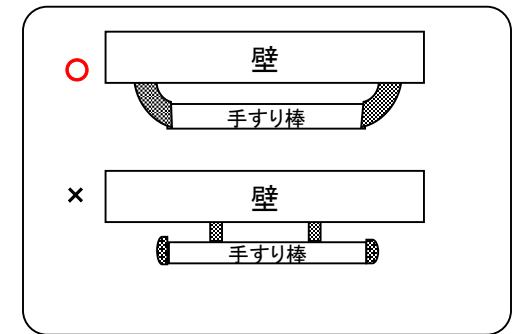
手すりの取付けとは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

付帯工事として、手すりの取り付けのための壁の下地補強が認められている。



手すりの取り付けの留意事項

- 横手すりの設置は、両端を下方や壁面側に曲げ、もしくは壁に固定するなどしてください。（エンドキャップの取り付けだけでは衣服の袖口を引っ掛けたり、体を打ち付けるなどしてケガにつながる可能性があります。）



- 特殊な形状の手すり（屋外手すりなど）は、平面図のほか側面図等を添付し、形状が分かるようにしてください。
- 玄関と勝手口、大便器・小便器など、同じ用途の場所に手すりをそれぞれ取り付ける場合には、各取り付け場所での必要性を明確にしてください。

段差の解消

段差の解消とは居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

付帯工事として、浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事が認められている。



段差の解消の留意事項

- 平面図とは別に断面図（着工前・後）を必ず添付してください。
- 写真撮影の際には、着工前・後ともスケールやメジャーをあてて撮影し、段差の高さが確認できるようにしてください。
- 昇降機・リフト・段差解消機など、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。
- スロープの設置は、傾斜角度が適切であること。

滑りの防止及び移動の円滑化等のための の床又は通路面の材料の変更

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更とは、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

付帯工事として、床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備が認められている。



滑りの防止および移動の円滑化等のための 床または通路面の材料の変更の留意事項

- ベッドを置くためにフローリングに改修する場合や経年劣化により既存の床板が摩耗・腐敗している場合などは対象外です。
- 車いすや歩行器等で通るのに不便といった理由があれば、砂利敷きや路面の状態が悪い部分を舗装する工事も対象となります。
* 対象は通路として判断される部分のみ。
- 階段の段鼻に滑り止めシートやテープを貼るなど、耐用性のある製品を強力な接着剤等で接着する場合は対象となります。

引き戸等への扉の取替え

引き戸等への扉の取替えには、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は法に基づく保険給付の対象とされない。

付帯工事として、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事が認められている。



引き戸等への扉の取替えの留意事項

- 既存の引き戸が古くなったという理由で新しい引き戸に取替える工事は対象外です。
- 既存の扉の撤去のみで新たに扉を設置しない場合、扉の取替には該当しません。
* 室内移動に車いすを利用する方が廊下等の扉・トイレの中扉などを撤去することで移動が容易になる場合は「扉の撤去」として住宅改修の対象となります。
- 扉自体は取替えないが、右開きを左開きに変更する工事は、身体状況に基づくものであれば対象となります。

洋式便器等への便器の取替え

洋式便器等への便器の取替えとは和式便器を洋式便器に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する 경우가一般的に想定される。ただし、「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とはならない。

付帯工事として、便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更が認められている。



洋式便器等への便器の取替えの留意事項

- 非水洗和式便器→（簡易）水洗洋式便器の給排水工事は対象外です。
- 水洗和式便器→水洗様式便器の給排水工事は対象です。
- 現在使用している和式のトイレを取り壊し、別の場所に洋式のトイレを作る場合には、「洋式便器等への取替え」に該当し、対象となります。
* その場合、対象となるのは便器及びその取付費のみです。
- 現在使用しているトイレを残したまま別の場所に洋式トイレを作る場合は「トイレの新設（増設）」となり、対象外です。
- 大便器（和式）・小便器を一つの洋式便器にする場合、個室を仕切っていた壁の撤去費用等は、車いす利用などでスペースが必要だったり、袖壁を撤去しないと手すりが設置できないなどといった理由があれば、袖壁の撤去費用も対象となる場合もあります。

申請書および書類の留意点

申請書類

- 修正する場合は二重線で消し、修正液や修正テープは使用しないでください。
- 公営住宅の場合は、公営住宅担当に住宅模様替（増築）承認申請を行い、発行される住宅模様替（増築）承認通知書の写しを住宅改修の申請の際に添付してください。

見積書・内訳書

- 改修箇所、数量、長さ、面積等は明確に記載してください。
- 材料費・施工費等は適切に区分してください。
- 材料を離島へ定期船で運搬する場合は、その費用も対象になります。諸経費に計上し、内訳書には「諸経費（渡船代含む）」などと記載してください。

カタログ・パンフレット等

使用する製品・部品等のカタログ（製品とその価格（定価）が確認できるもの）を添付してください。（オーダー品等の場合はカタログ不要）

図面

- 改修前と改修後の平面図は、居宅全体の平面図を添付してください。
- 段差解消の工事は、断面図も添付してください。
- 特殊な形状の手すり（屋外手すりなど）は、平面図のほか側面図等を添付し、形状が分かるようにしてください。
- 屋外の工事の場合は、家屋周辺も含めた図面を添付してください。

申請書および書類の留意点

写真

- 日付は必ず入れてください。
- 撮影の際、着工前・着工後とも同じアングルで撮影してください。一枚の写真で全体が確認できない場合は、複数枚に分けて撮影してください。
- 段差解消は着工前・着工後ともスケールやメジャーをあてて撮影し、段差の高さが確認できるようにしてください。
- 扉の交換・ドアノブの交換は、少し離れ扉を半開きにし、便器やペーパーホルダー等と一緒に撮るなどして、工事個所が分かるようにしてください。
- ピントが合っていないものや施工状況等が確認し難いものは撮り直しをお願いする場合があります。

領収書

- 宛名は必ず利用者名（フルネーム）で記載してください。
- 但し書きには、手すりの取り付け、介護保険住宅改修工事等、何の支払いかを明確に記載してください。